

民法（相続法）改正について

早川眞一郎
(東京大学教授)

目次

はじめに

1 相続法改正の概要

- (1) 改正の背景と経緯
- (2) 改正をめぐる議論

2 相続法の重要な改正点

- (1) 配偶者の居住権
- (2) 遺産分割
- (3) 遺言制度
- (4) 遺留分制度
- (5) 相続の効力
- (6) 非相続人の貢献の考慮

おわりに

はじめに

1 相続法改正の概要

(1) 改正の背景と経緯

a 背景

- ・ 相続法に関するこれまでの主要な立法・改正
 - 1896年 民法制定：第5編（相続）
 - 1947年 民法第4編（親族）・第5編（相続）の大改正
家制度・家督相続の廃止、子の均分相続、男女平等.
 - 1962年 特別縁故者への分与制度の新設 etc.
 - 1980年 配偶者の法定相続分の引上げ、寄与分制度の新設 etc.
 - 1996年 法制審議会・民法改正法律案要綱（いまだ実現せず）
 - 2013年 非嫡出子相続分の同等化（←最高裁大法廷平成 25年 9月 4日決定）

b 経緯

- ・ 直接の契機
非嫡出子相続分に関する最高裁大法廷平成 25年 9月 4日決定
⇒ 民法 900条 4号但書は改正済み
- ・ 法制審議会への諮問（2015年 2月）
「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」（諮問第 100号）
- ・ 法制審議会による審議
 - 2015年 2月 総会において、民法（相続関係）部会設置
 - 2015年 4月 部会の審議開始
 - 2016年 6月 中間試案とりまとめ（パブリックコメント）
 - 2016年 10月 審議再開
 - 2017年 7月 追加試案とりまとめ（パブリックコメント）
 - 2017年 10月 審議再開
 - 2018年 1月 要綱案とりまとめ

2018年2月 総会において要綱案採択、法務大臣に答申

- ・ 改正法の審議・成立
2018年3月 改正法案の国会提出
2018年7月 改正法成立

(2) 相続法改正をめぐる議論

- a 日本相続法の特徴 ―― 比較法的視点から ――
 - ・ 家産の承継としての相続(イエの代表者の交替・承継)の伝統
 - cf. 個人の財産の相続＝法主体の消失の清算処理
 - ・ 家族の自治に委ねられた相続
 - cf. 国家的インフラ(裁判所・公証人等)による相続プロセスの推進
 - ・ 脆弱な夫婦財産制の補完としての相続
 - cf. 強力な夫婦財産制による配偶者保護との組み合わせ
- b 今回の改正の性格

2 重要な改正点

(1) 配偶者の居住権

- a 配偶者短期居住権【民法1037条～1041条】

配偶者が、相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでまたは6ヶ月の間、無償でその建物を使用することができるようにする。
- b 配偶者居住権(長期)【民法1028条～1036条】

配偶者が、居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認めることを内容とする法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に居住権を取得させることができるようにする。

(2) 遺産分割

- a 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示の推定規定)【民法903条4項】

生前贈与や遺言で配偶者に与えたものは、配偶者の法定相続分の一部

ではなく、余分に与えたものと想定して計算する。

- b 仮払い制度等の創設・要件明確化【民法 909 条の 2、家事事件手続法 200 条 3 項】
預金が遺産分割財産とされたために、遺産分割紛争が長期化した場合に分割完了前に預金を引き出す必要に対応。
- c 一部分割【民法 907 条 1 項・3 項】
遺産分割紛争の長期化に対応し、一部分で分割を行えるようにする。
- d 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲【民法 906 条の 2】

(3) 遺言制度

- a 自筆証書遺言の方式緩和【民法 968 条 2 項】
自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。ただし遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならない。
- b 自筆証書遺言書の保管制度の創設【法務局における遺言書の保管等に関する法律】
自筆証書遺言を法務局に保管する制度を創設。遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならない。
- c 遺贈の担保責任等【民法 998 条】
- d 遺言執行者の権限の明確化等【民法 1007 条 2 項、1012 条 1 項・2 項、1013 条 2 項・3 項、1014 条 2 項～4 項、1015 条】

(4) 遺留分制度

- a 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し【民法 1046 条】
遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。
- b 遺留分の算定方法の見直し【民法 1044 条 3 項】
相続人に対する贈与は、相続開始前の 10 年間にされたものに限り、その価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入する。

- c 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し【民法 1047 条】

(5) 相続の効力

- a 権利承継の対第三者対抗要件【民法 899 条の 2】

相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

- b 債務の承継【民法 902 条の 2】

相続分の指定がされた場合であっても、被相続人の債権者は、法定相続分にしたがって各相続人に相続債務の履行を求めることができる。

- c 相続財産の処分等【民法 1013 条】

遺言執行者がある場合には、相続財産の処分その他相続人がした遺言の執行を妨げる行為は無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(6) 非相続人の貢献の考慮

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（「特別寄与者」）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（「特別寄与料」）の支払を請求することができる。【民法 1050 条】

おわりに

改正作業を振り返って

今後の展望と課題

以上